

ソフトバンクでんき for Biz
電 気 需 給 約 款

[高圧・特別高圧]

ソフトバンクでんき (Powered by SBパワー)

令和8年6月1日 実施

SB パワー 株 式 会 社

電 気 需 給 約 款 [高 圧 ・ 特 別 高 圧]

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 需給約款の変更	2
3 定 義	3
4 単位および端数処理	5
5 実 施 細 目	5
II 契 約 の 締 結	6
6 需給契約の申込み	6
7 需給契約の成立および契約期間	7
8 需 要 場 所	7
9 需給契約の単位	7
10 供 給 の 開 始	8
11 供 給 の 単 位	8
12 電気需給契約書の作成	8
III 契約種別および料金	9
13 契 約 種 別	9
14 供給電気方式、供給電圧および周波数	9
15 常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備	11
16 料 金	12
17 自家発補給電力等	13
18 予備電力および特別高圧予備電力	15
IV 料金の算定および支払い	18
19 料金の適用開始の時期	18
20 検 針 日 等	18
21 料金の算定期間	18
22 使用電力量の算定	18
23 料 金 の 算 定	19
24 日 割 計 算	19
25 料金の支払義務および支払期日	19
26 料金その他の支払方法	20
27 延 滞 利 息	20
V 使用および供給	21
28 適正契約の保持	21
29 契 約 超 過 金	21
30 力 率 の 保 持	21

31	需要場所への立入りによる業務の実施	21
32	電気の使用にともなうお客さまの協力	22
33	供給の停止	23
34	供給停止の解除	23
35	供給停止中の料金	24
36	違約金	24
37	供給の中止または使用の制限もしくは中止	24
38	損害賠償の免責	24
39	設備の賠償	25
40	需給計画作成に係るお客さまの協力	25
VI	契約の変更および終了	26
41	需給契約の変更	26
42	名義の変更	26
43	需給契約の廃止	26
44	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算	26
45	期中解約金	27
46	解約等	27
47	需給契約消滅後の債権債務関係	27
VII	供給方法、工事費負担金および保安等	28
48	供給方法および工事	28
49	計量器等の取付け	28
50	工事費負担金およびその申受け等	28
51	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	29
52	工事費等に関する契約書の作成	29
53	保安等に対するお客さまの協力	29
VIII	その他	30
54	パーソナルデータの取り扱い	30
55	信用情報の共有	30
56	契約者情報の提供	30
57	反社会的勢力の排除	30
58	専属的合意管轄裁判所および準拠法	31
59	誠実協議	31
附	則	32
別	表	34

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社（小売電気事業に係る登録番号：A0186）が、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送供給により、供給電圧が高圧または特別高圧となる一般の需要に応じて電気を供給（以下「小売供給」といいます。）するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款〔高圧・特別高圧〕（以下「この需給約款」といいます。）によります。また、この需給約款は、契約電力が原則として50キロワット以上のお客さまに適用いたします。

なお、ソフトバンク株式会社（東京都港区海岸一丁目7番1号所在、代表取締役社長兼 CEO 宮川 潤一。以下「ソフトバンク」といいます。）、またはソフトバンクグループ株式会社（東京都港区海岸一丁目7番1号所在、代表取締役会長兼 社長執行役員 孫 正義）のソフトバンク以外の子会社もしくは関連会社（以下、この需給約款では総称して「媒介者」といいます。）が、この需給契約に係る媒介を行なうことがあります。

- (2) この需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

エリア名称	供給区域となる地域
北海道電力エリア	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域である北海道
東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域である青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域である栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域である滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部地域を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域である鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部

四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域である徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）
九州電力エリア	九州電力送配電株式会社の供給区域である福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2 需給約款の変更

- (1) 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の託送供給に関する供給条件等が改定されたとき、関連する法令等が改正されたときその他当社が必要と判断したときは、この需給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款[高圧または特別高圧]によります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款[高圧または特別高圧]によります。
- (3) 当社が、この需給約款を変更する場合には、インターネットを利用する電磁的方法等の当社または媒介者が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめその効力発生日を定めて、当社または媒介者からお客さまへその変更内容の全部または一部をお知らせいたします。また、お客さまからのお求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付いたします。
- (4) この需給約款の変更にともない、当社または媒介者が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合、次の事項について、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、当社が適当と判断した方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行なう場合には、当社が適当と判断した方法により行ない、当社の名称および住所、需給契約の契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

なお、この需給約款の変更の内容が需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合における供給条件の説明については、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明および記載を要する事項のうちその変更をしようとする内容の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないことといたします。
- (5) お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、この需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適当と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾し

ていただきます。

3 定 義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 特 別 高 圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (4) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (8) 契約受電設備
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (10) 最大需要電力
託送供給等約款に定める、30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。
- (11) 夏 季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (12) そ の 他 季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (13) ピーク時間
夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- (14) 昼間時間
毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等に定める日の該当する時間を除きます。

- (15) 休 日
土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。
- (16) 休 日 等
休日から土曜日を除いた日をいいます。
- (17) 夜 間 時 間
ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
- (18) 小売電気事業者
電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
- (19) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
- (20) 託送供給等約款
電気事業法第18条の規定にしたがい、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款で、経済産業大臣の許可を受けたものをいいます。
- (21) 供給地点特定番号
小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいいます。
- (22) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
なお、料金単価および基準単価には消費税等相当額を含みます。
- (23) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。
- (24) 貿 易 統 計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (25) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
- (26) 供給条件の説明
電気事業法第2条の13第1項にもとづく小売電気事業者または媒介、代理もしくは取次ぎを業として行なう者による説明をいいます。

(27) 接 続 供 給

電気事業法第2条第1項第5号に定めるものをいいます。

(28) 給 電 指 令

一般送配電事業者の供給設備に関する運用上の制約またはその他の事由によって、一般送配電事業者からお客さままたは当社に指令することをいい、託送供給等約款にもとづき行なわれることをいいます。

(29) 需 要 場 所

お客さまが、当社から供給された電気を使用する場所をいいます。

(30) 常 時 契 約

当社が、お客さまに常時供給する電気に係る契約をいいます。

(31) 需 給 地 点

電気の供給が行なわれる地点をいい、お客さまの電気設備と一般送配電事業者の供給設備の接続点（託送供給等約款上の供給地点）をいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款において、電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量（供給地点における30分ごとの接続供給電力量およびその合計値を含みます。）の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の締結

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として次の事項を明らかにして、当社指定の方法によって申込みをしていただきます。

供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、供給区域、供給地点特定番号ならびに当社以外の他の小売電気事業者のお客さま番号または契約番号および当社以外の小売電気事業者の名称(当社以外の他の小売電気事業者に関する事項については、現に当社以外の他の小売電気事業者との需給契約がある場合に限りま
す。)、業種、用途、お客さまの連絡先等、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、電気主任技術者の氏名または連絡先等、需給開始希望日、料金の支払方法、電力広域的運営推進機関または一般送配電事業者が必要とする事項、およびその他当社が必要とする事項

- (2) 当社との需給契約は、原則として、料金適用開始日から1年以上の電気の使用としていただきます。
- (3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、原則としてお客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて需給開始希望日以降1年間の電気の使用計画を、原則として文書により、当社に申し出ていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によってお客さまが損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力または特別高圧予備電力の申込み、または保安上の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等、お客さまの発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。
- (6) お客さまの発電設備等の電気設備を一般送配電事業者の供給設備と電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他関連する法令にしたがい、かつ、託送供給等約款または系統連系技術要件等を遵守し、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって接続していただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまからの申込みを当社が受付したときに成立するものとし、原則としてお客さまからの申込みを当社が受領した日（文書により申込みの場合は、その申込日を契約成立日といたします。）といたします。
- (2) 契約期間は次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降、1年目までの日といたします。
 - ロ 契約期間満了に先立ってお客さままたは当社から需給契約の消滅または変更に関する別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、需給契約の契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ハ イまたはロ以外の場合で、お客さまと当社との協議が整ったときは、需給契約が成立した日から、需給契約書に記載の契約期間満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、柵（さく）、塀（へい）その他客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。
- (4) (1)から(3)以外の場合で、託送供給等約款に定める需要場所の定義等に則り、一般送配電事業者が1需要場所と認める場合には、その区域等を1需要場所とすることがあります。

9 需給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1需給契約を結びます。ただし、1需要場所において次の2以上の契約種別を契約する場合、または次の契約種別とあわせて契約する場合は、この限りではありません。

10 供給の開始

- (1) 当社は、需給契約が成立したときは、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、託送供給等約款にもとづく手続き等、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、託送供給等約款にもとづく手続き、天候、用地交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかな場合には、その理由をお客さまにお知らせし、あらためてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (3) 当社は、一般送配電事業者の供給設備を使用して、お客さまに電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12 電気需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

常時契約の契約種別は、供給電圧、負荷設備の状況またはお客さまの電気の使用状況等にもとづき、当社が別に定めます。また、契約種別は、電気需給契約書等に記載するものいたします。

なお、常時契約に付帯する常時契約以外の契約種別（以下総称して「予備契約等」といいます。）は、原則として次のとおりいたします。

自家発補給電力、特別高圧自家発補給電力、予備電力および特別高圧予備電力

14 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (1) 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、周波数は、北海道電力エリア、東北電力エリアおよび東京電力エリアの場合は、標準周波数 50 ヘルツ（ただし、一般送配電事業者と中部電力株式会社との会社間連系点を供給地点とする場合には、周波数変換設備を使用して標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。）とし、中部電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアおよび九州電力エリアの場合は、標準周波数 60 ヘルツ（ただし、一般送配電事業者と中部電力株式会社との会社間連系点を供給地点とする場合には、周波数変換設備を使用して標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。）といたします。
- (2) 供給電圧は、供給区域ごとに、原則として常時契約または予備契約等の契約電力に応じて、次のとおりいたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

常時契約の契約電力 または 予備契約等の 契約電力	北海道電力 エリアの場合	50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
		10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト
	東北電力 エリアの場合	50 キロワット以上 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
		2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
		10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルト
		50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

常時契約の契約電力 または 予備契約等の 契約電力	東京電力 エリアの場合	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
		2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
		10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
		50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト
	中部電力 エリアの場合	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
		2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト または 30,000ボルト
		10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 70,000ボルト
		50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト
	関西電力 エリアの場合	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
		2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト または 30,000ボルト
		10,000キロワット以上	標準電圧 70,000ボルト
	中国電力 エリアの場合	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
		2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
		10,000キロワット以上 30,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
		30,000キロワット以上	標準電圧 100,000ボルト
	四国電力 エリアの場合	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
		2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
		10,000キロワット以上	標準電圧 60,000ボルト
	九州電力 エリアの場合	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
		2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
10,000キロワット以上 50,000キロワット未満		標準電圧 60,000ボルト	
50,000キロワット以上		標準電圧 100,000ボルト	

15 常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備

常時契約の契約電力は、次によって定めます。

なお、契約電力が 500 キロワット未満のお客さまについては、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただくことがあります。

イ 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上となる時、または特別高圧で供給する場合（協議制）

(イ) 契約電力は、需要場所において使用する負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力（以下総称して「自家発補給電力等」といいます。）と同一計量される場合で、自家発補給電力等によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力等の供給期間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力等のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力等の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

なお、この場合、お客さまの発電設備の運転に関する記録を当社または媒介者に提出していただきます。

ロ 契約電力が 500 キロワット未満となる時（実量制）

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、必要に応じてお客さまより申し出ていただきます。

b 需要場所における受電設備または契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 需要場所における受電設備または契約受電設備を減少される場合等で、1 年

を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (ロ) 自家発補給電力等と同一計量される場合で、自家発補給電力等によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力等の供給期間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力等のその1月の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の自家発補給電力等の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

なお、この場合、お客さまの発電設備の運転に関する記録を当社または媒介者に提出していただきます。

- (ハ) 需要場所における負荷設備または受電設備を変更される場合には、41（需給契約の変更）に準じ、あらかじめ申し出ていただきます。
- ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合には、契約電力をイ（協議契約）によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロ（実量制契約）によって定めます。

16 料 金

料金は、常時契約の基本料金、常時契約の電力量料金、予備契約等の料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、常時契約の基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、常時契約の電力量料金は、次のいずれかを適用したものといたします。

- イ 別表2（燃料費調整）を適用する場合

常時契約の電力量料金に、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

- ロ 別表4（完全市場連動）を適用する場合

常時契約の電力量料金に、別表4（完全市場連動）(1)ロによって算定された

完全市場連動額を加えたものといたします。

(1) 常時契約の基本料金

常時契約の基本料金は、1月につき、常時契約の契約電力と別に定める常時契約の基本料金単価によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備契約等によって電気を使用した場合を除きます。）の常時契約の基本料金は、半額といたします。

(2) 常時契約の電力量料金

常時契約の電力量料金は、その1月の常時契約の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には別に定める夏季電力量料金単価を、その他季に使用された電力量には別に定めるその他季電力量料金単価を、ピーク時間に使用された電力量には別に定めるピーク時間電力量料金単価を、夏季の昼間時間に使用された電力量には別に定める夏季昼間時間電力量料金単価を、その他季の昼間時間に使用された電力量には別に定めるその他季昼間時間電力量料金単価を、夜間時間に使用された電力量には別に定める夜間時間電力量料金単価を、夏季の平日に使用された電力量には別に定める夏季平日電力量料金単価を、その他季の平日に使用された電力量には別に定めるその他季平日電力量料金単価を、夏季の休日に使用された電力量には別に定める夏季休日電力量料金単価を、およびその他季の休日に使用された電力量には別に定めるその他季休日電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。

(3) 常時契約の力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。なお、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。

ロ 常時契約の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、常時契約の基本料金を1パーセント割引し、常時契約の力率が85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、常時契約の基本料金を1パーセント割増しいたします。

17 自家発補給電力等

(1) 対象となるお客さま

当社が常時契約により電気を供給しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。また、供給電圧が高圧の場合は自家発補給電力を、供給電圧が特別高圧の場合は特別高圧自家発補給電力をそれぞれ適用いたします。

(2) 契約電力

自家発補給電力等の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 自家発補給電力等の料金

自家発補給電力等の料金は、自家発補給電力等の基本料金、自家発補給電力等の電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、自家発補給電力等の基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、自家発補給電力等の電力量料金は、次のいずれかを適用したものといたします。

イ 常時契約が別表 2（燃料費調整）を適用する場合

常時契約の電力量料金に、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ロ 常時契約が別表 4（完全市場連動）を適用する場合

常時契約の電力量料金に、別表 4（完全市場連動）(1)ニによって算定された完全市場連動額を加えたものといたします。

(イ) 自家発補給電力等の基本料金

自家発補給電力等の基本料金は、別に定める自家発補給電力等の基本料金単価と自家発補給電力等の契約電力および自家発補給電力等の使用実績により算定いたします。なお、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

(ロ) 自家発補給電力等の電力量料金

自家発補給電力等の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には自家発補給電力等の夏季電力量料金単価を、その他季に使用された電力量には自家発補給電力等のその他季電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。また、自家発補給電力等の電力量料金単価は、定期検査または定期補修による場合もしくはそれ以外の事故等の場合に応じて定めます。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、常時契約に準ずるものといたします。

(ニ) 自家発補給電力等の使用

お客さまが自家発補給電力等を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後、すみやかに当社に通知していただきます。

なお、常時契約と同一計量する場合で、15（常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備）ロ（契約電力が 500 キロワット未満となる時（実量制契約））によって契約電力が決定されるお客さまのその 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時契約の契約電力をこえないときは、自家発補給電力等を使用されなかったものとみなします。

(ホ) 常時契約と同一計量される場合の最大需要電力

常時契約と同一計量される場合で、自家発補給電力等を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(イ) 常時契約の契約電力を 15（常時契約の契約電力、契約受電電力および契

約負荷設備)イ(高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット以上となる時、または特別高圧で供給する場合(協議契約))によって定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時契約の契約電力と自家発補給電力等の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力等の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時契約の契約電力と自家発補給電力等との契約電力の比であん分してえた値を、その1月の最大需要電力とみなします。

- (ロ) 常時契約の契約電力を15(常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備)ロ(契約電力が500キロワット未満となる時(実量制契約))によって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力等の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- (ヘ) 常時契約と同一計量される場合の使用電力量
 - (イ) 使用電力量は、自家発補給電力等の供給時間中に計量された使用電力量から、「基準の電力」に自家発補給電力等の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、「基準の電力」は、原則として次のとおりといたします。

基準の電力＝自家発補給電力等の使用の前3日間における
季節別等の常時契約の平均電力

- (ロ) 使用電力量の区分
 - 自家発補給電力等の使用電力量は、原則として自家発補給電力等の最大需要電力に自家発補給電力等の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
- (ト) その他
 - (イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただき、毎年度当社にあらかじめその実施の時期を定め、当社または媒介者へ文書により通知していただきます。
 - なお、その実施の時期を変更される場合には、原則としてその1月前までに当社または媒介者に通知していただきます。
 - (ロ) 当社または媒介者は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
 - (ハ) 当社は、自家発補給電力等の使用電力量の算定その他必要な事項に関し、原則として協定書を作成いたします。

18 予備電力および特別高圧予備電力

- (1) 対象となるお客さま
 - 当社が常時契約により電気を供給しているお客さまが、常時供給設備等の補修

または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。なお、供給電圧が高圧の場合は予備電力を、供給電圧が特別高圧の場合は特別高圧予備電力をそれぞれ適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合、もしくは常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合、または常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合もしくは常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 予備電力または特別高圧予備電力の契約電力

予備電力または特別高圧予備電力の契約電力（以下、総称して「予備電力等」といいます。）の契約電力は、常時契約の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別な事情がある場合で、お客さまが常時契約の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは予備電力等の契約電力は、予備電力等によって使用される負荷設備および受電設備の内容、または予想される最大需要電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 予備電力等の料金

予備電力等の料金は、予備電力等の基本料金、予備電力等の電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、予備電力等の電力量料金は、次のいずれかを適用したものといたします。

イ 常時契約が別表 2（燃料費調整）を適用する場合

常時契約の電力量料金に、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ロ 常時契約が別表 4（完全市場連動）を適用する場合

常時契約の電力量料金に、別表 4（完全市場連動）(1)ニによって算定された完全市場連動額を加えたものといたします。

(イ) 予備電力等の基本料金

予備電力等の基本料金は、予備電力等の電気の使用の有無にかかわらず、予備電力等の契約電力に、別に定める予備電力等の基本料金単価（予備線または予備電源）を乗じてえた金額といたします。ただし、常時契約と異なった電圧で供給を受ける場合には、予備電力等の契約電力は、予備電力等の基本料金の算定上、常時契約の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

(ロ) 予備電力等の電力量料金

予備電力等の電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、お客さまの常時契約の該当料金を適用いたします。ただし、常時契約と異なった電圧で供給を受ける場合には、予備電力等の使用電力量は、予備電力等の電力量料金の算定

上、常時契約の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

予備電力等は、力率割引および割増しをいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力等によって使用した電気は、原則として常時契約によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時契約に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

20 検針日等

検針日または計量日(電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。)は、託送供給等約款に定めるところによります。

なお、当社または媒介者は、あらかじめお客さまに検針日または計量日をお知らせいたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量される場合で、当社があらかじめお客さまに計量器をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といい、検針期間とあわせて「計量期間等」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

22 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別または平日および休日別の使用電力量は、季節別および時間帯別または平日および休日別ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

- (2) 当社または媒介者は、一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として料金の算定期間ごとに、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

23 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合、または託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合、もしくは計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の単価を適用して算定いたします。

24 日割計算

- (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表3（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生じるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表3（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をし、基本料金を算定いたします。

25 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 検針日といたします。ただし、22（使用電力量の算定等）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日と

いたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に検針結果の確認等を行なった場合は、その日といたします。

- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、原則として支払義務発生日の翌月末日までといたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条（休日及び営業時間）第 1 項に規定する政令で定める日（以下「銀行休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または銀行休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

26 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等についてはそのつど、当社または媒介者が指定した金融機関、または料金その他の収納業務を行なう当社または媒介者が指定した事業者等を通じて支払っていただきます。なお、振込手数料はお客様の負担といたします。

また、料金の支払いを当社または媒介者が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社または媒介者が指定した様式により、あらかじめ当社または媒介者に申し出ていただきます。

ロ お客様が料金を当社または媒介者が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、原則として当社または媒介者が指定した様式によって支払っていただきます。

- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社または媒介者に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金は、原則として支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

27 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社または媒介者は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、延滞利息を申し受けます。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に、年 14.5 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じてえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

V 使用および供給

28 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

29 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社または媒介者は、契約超過電力に別に定める基本料金単価を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

30 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。

31 需要場所への立入りによる業務の実施

当社がこの需給約款によって、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者が次に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合には、原則として事前にお客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 53（保安等に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 33（供給の停止）、43（需給契約の廃止）(1)および 46（解約等）にもとづく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要となる業務または一般送配

電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

32 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送供給等約款の定めるところにより、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

- (3) 次の場合において、一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じてお客さまの電気の使用状況を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を一般送配電事業者または当社に無償で提供していただくものといたします。

イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合

ロ 通信設備等を設置する場合

- (4) お客さまは、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

- (5) お客さまは、次に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。

イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）

ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次の付帯

設備

- (イ) 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - (ロ) お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - (ハ) その他(イ)または(ロ)に準ずる設備
- ニ お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- ホ 一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

33 供給の停止

- (1) 託送供給等約款に定める場合、またはお客様が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者が電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 託送供給等約款に定める引込線の接続に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、一般送配電事業者を通じて、電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、原則として供給停止の15日前までに予告いたします。

 - イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ お客様が託送供給等約款に反した場合またはこの需給約款に反した場合
- (3) (1)および(2)によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者の供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための適切な措置を原則として一般送配電事業者が行ないます。

34 供給停止の解除

33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、一般送配電事業者を通じて、すみや

かに電気の供給を再開いたします。

35 供給停止中の料金

33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を24（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

36 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社または媒介者は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて使用された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用された期間が確認できない場合は、6月以内で一般送配電事業者、当社または媒介者が決定した期間といたします。

37 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等やむをえない場合は、この限りではありません。

38 損害賠償の免責

- (1) 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が電気の供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めにならない理由によるものであるときは、当社または媒介者は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 46（解約等）によって需給契約を解約した場合、57（反社会的勢力の排除）によって需給契約を解除した場合、もしくは需給契約が消滅した場合には、当社または媒介者は、お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社または媒介者は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 天災地変、戦争、暴動または内乱等の不可抗力によってお客さま、当社または媒介者が損害を受けた場合、もしくは不可抗力によって需給契約の履行が不能となった場合には、お客さま、当社または媒介者は、相互にその履行の責を免れることができるものとします。

39 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が、託送供給等約款にもとづき賠償の請求を受けたときは、当社または媒介者は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

40 需給計画作成に係るお客さまの協力

当社または媒介者は、託送供給等約款にもとづく需給計画の作成のために必要な情報またはお客さまの電気の使用計画等について、お客さまに提出していただくことがあります。

VI 契約の変更および終了

41 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

42 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を事前に当社または媒介者へ書面にて申し出ていただきます。

43 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として次の期日までに廃止期日を定めて、当社または媒介者に書面にて通知していただきます。ただし、廃止手続きに必要な書類の不備その他の理由により一般送配電事業者における廃止手続きが遅延した場合は、一般送配電事業者、お客さまおよび当社の協議により廃止日を決定するものとします。

イ 別表 2（燃料費調整）を適用する場合：廃止希望日の 3 月前まで

ロ 別表 4（完全市場連動）を適用する場合：廃止希望日の 1 月前まで

- (2) 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社または媒介者に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社または媒介者がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により、一般送配電事業者を通じて、または当社が需給を終了させるための処置ができない場合は、一般送配電事業者を通じて、または当社が需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

44 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合において、託送供給等約款に定めるところにより、料金または工事費の精算に係る請求を一般送配電事業者から当社が受けた場合には、当社または媒介者は、お客さまから当該精算に係る金額を申し受けます。

ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

45 期中解約金

- (1) 別表 4（完全市場連動）以外の料金を適用する場合、次のいずれかに該当する場合には、原則として、当社は、需給契約の消滅日に、需給契約の消滅日から契約期間満了日までの期間について算定される基本料金（需給契約の消滅日の前日の契約電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率 100 パーセントとみなして力率割引をしたものいたします。）の 10 パーセントに相当する金額を、期中解約金として申し受けます。
- イ 契約期間満了に先だってお客さまがこの需給約款に基づく電気の使用を廃止しようとする場合
 - ロ 46（解約等）により需給契約が解約され、または消滅する場合
 - ハ お客さま都合によって需給開始に至らないで需給契約を消滅しようとする場合
- (2) 期中解約金は、原則として、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

46 解約等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。
- なお、この場合は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- イ 託送供給等約款にもとづき接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
 - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ この需給約款によって支払いを要することになった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受け、または自ら申し立てを行なった場合
 - ヘ お客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めるとき
 - ト お客さまがこの需給約款に反した場合、または託送供給等約款に反した場合
- (2) お客さまが、43（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかなる場合は、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものいたします。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事費負担金および保安等

48 供給方法および工事

一般送配電事業者の供給設備の施設、供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによります。

49 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、託送供給等約款に定めるところにより、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等で特に多額の費用を要するものについては、お客さまの負担により、お客さままたは当社で取り付ける場合があります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまが無償で一般送配電事業者に提供するものとしたします。なお、(1)によりお客さままたは当社が施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものとしたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事を一般送配電事業者がする場合において、託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が要した費用の実費の請求を当社が受けたときは、当社または媒介者は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

50 工事費負担金およびその申受け等

お客さまへの電気の供給にともない、一般送配電事業者が供給設備を施設する場合または供給設備を変更する場合等において、当社が、託送供給等約款にもとづき工事費負担金等の請求を受けたときは、当社または媒介者は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。また、一般送配電事業者による当該工事完成后、託送供給等約款にもとづき工事費負担金等の精算を受けたときは、当社または媒介者は、お客さまに対して当該工事費負担金等をすみやかに精算いたします。

なお、工事費負担金等の支払いに係る振込手数料はお客さまの負担といたします。

51 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

一般送配電事業者の供給設備の一部または全部を施設（一般送配電事業者が供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額な費用を要した場合を含みます。）した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合において、託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者が要した費用の実費の請求を当社が受けたときは、当社または媒介者は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

52 工事費等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書等を作成いたします。

53 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、託送供給等約款に定めるところにしたがい、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまおよび当社または媒介者は、電気の安定的な需給を行なうために連絡体制を整え、相互に協力するものといたします。

VIII そ の 他

54 パーソナルデータの取り扱い

当社は、この需給契約により知りえたパーソナルデータを、当社が定める「小売電気事業におけるパーソナルデータの取り扱いについて」にもとづき、適切に取り扱います。

55 信用情報の共有

当社は、お客さまが電気料金等について支払期日を経過してなお支払われない場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および電気料金の支払状況等について、他の小売電気事業者または媒介者に提供することがあります。

56 契約者情報の提供

お客さまには、原子力発電施設等周辺地域交付金の金額算定に必要なお客さま情報（氏名および契約容量等）について、当社が、一般財団法人電源地域振興センターへ提供することがあることにつき、あらかじめ承諾していただきます。

57 反社会的勢力の排除

お客さまおよび当社は、現在および将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準備員、暴力団関係者および総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）および次のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものといたします。

また、お客さまおよび当社は、次のいずれかに該当するときは、46（解約等）(1)の手続きにしたがい需給契約を解除することができるものといたします。なお、この場合、契約を解除された者は、損害賠償その他の一切の請求をしないものといたします。

イ 反社会的勢力であると認められるとき。

ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有するとき。

ニ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与があると認められるとき。

ホ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任をこえた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、もしくは業務を妨害するなどを行なったとき。

58 専属的合意管轄裁判所および準拠法

- (1) この需給契約またはこれに関連する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所といたします。
- (2) この需給約款にもとづく需給契約またはこれに関連する契約は、すべての日本法によって解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。

59 誠実協議

この需給約款に定めのない事項、またはこの需給約款よりがたい特別の事情が生じた場合には、託送供給等約款や関連する法令、または一般に確立された慣習によるほか、お客さまおよび当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、令和8年6月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3 標準周波数についての特別措置

- (1) この需給約款実施の際、東北電力エリアおよび東京電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

イ 東北電力エリアにあたっては、新潟県の佐渡市、妙高市および糸魚川市

ロ 東京電力エリアにあたっては、群馬県の一部

- (2) この需給約款実施の際、中部電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

4 供給の中止または使用の制限もしくは中止についての特別措置

- (1) 令和7年10月1日以前にお客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、託送供給等約款にもとづく給電指令の実施等により、電気の使用を制限し、または中止した場合には、当社または媒介者は、次の割引を行ない、料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

なお、割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

イ 契約電力（自家発補給電力等と常時契約をあわせて契約する場合は、その合計といたします。）が500キロワット以上の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

託送供給等約款にもとづき算定された値といたします。

ロ 契約電力（自家発補給電力等と常時契約をあわせて契約する場合は、その合計といたします。）が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）

(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

託送供給等約款にもとづき算定された値といたします。

(2) (1)による延べ時間数または延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、一般送配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算には含まないものといたします。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 予備契約等に対する使用の制限または中止についても、(1)および(2)に準じて割引を行ない、料金を算定いたします。

5 期中解約金についての特別措置

令和7年10月1日以前にお客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、または令和7年10月1日以前にお客さまと当社との間で需給契約が成立した場合で個別に当社との間で期中解約金を定めた場合、45（期中解約金）についてはこの限りではありません。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る検針期間または計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る検針期間または計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力等の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時契約の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る検針期間または計量期間の始期から、翌年の4月の料金に係る検針期間または計量期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む検針期間または計量期間の終期といたします。）までの期間に、当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令」に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数

量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、 α 、 β および γ については、付表のとおりといたします。

また、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{付表の基準燃料価格}) \times \frac{\text{付表の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に適用し、次表のとおりといたします。

ただし、検針日または計量日が毎月 1 日とならないお客さまはこの限りではありません。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間

毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量によってロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1、000 円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとおりといたします。

なお、基準単価には、消費税等相当額を含みます。

〔付表〕

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1 キロワット時につき〕		基準燃料価格
北海道電力エリア	$\alpha = 0.4699$	高 圧	18 銭 9 厘	37,200 円
	$\beta = 0.7879$	特別高圧	18 銭 4 厘	
	$\gamma = 0.0000$	—		
東北電力エリア	$\alpha = 0.1152$	高 圧	21 銭 3 厘	31,400 円
	$\beta = 0.2714$	特別高圧	20 銭 6 厘	
	$\gamma = 0.7386$	—		
東京電力エリア	$\alpha = 0.1970$	高 圧	22 銭 4 厘	44,200 円
	$\beta = 0.4435$	特別高圧	22 銭 1 厘	
	$\gamma = 0.2512$	—		

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕		基準燃料価格
		高圧		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	高圧	22 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$	特別高圧	22 銭 0 厘	
	$\gamma = 0.4275$	—		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0332$	高圧	19 銭 1 厘	25,500 円
	$\beta = 0.3786$	特別高圧	18 銭 9 厘	
	$\gamma = 0.6231$	—		
関西電力エリア (2020 年 4 月以降契約)	$\alpha = 0.0140$	高圧	15 銭 8 厘	27,100 円
	$\beta = 0.3483$	特別高圧	15 銭 6 厘	
	$\gamma = 0.7227$	—		
中国電力エリア	$\alpha = 0.1543$	高圧	23 銭 4 厘	26,000 円
	$\beta = 0.1322$	特別高圧	22 銭 7 厘	
	$\gamma = 0.9761$	—		
四国電力エリア	$\alpha = 0.2104$	高圧	18 銭 8 厘	26,000 円
	$\beta = 0.0541$	特別高圧	18 銭 3 厘	
	$\gamma = 1.0588$	—		
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	高圧	13 銭 0 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$	特別高圧	12 銭 8 厘	
	$\gamma = 1.0757$	—		
九州電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	高圧	0 銭 3 厘	52,500 円
	$\beta = 0.0000$	特別高圧	0 銭 3 厘	
	$\gamma = 0.0000$	—		

*九州電力エリアの燃料費調整は、九州本土と離島の「燃料費調整」として合算して請求いたします。

3 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間または計量期間の日数}}$$

ただし、23 (料金の算定) (1) に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間または計量期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間または計量期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間または計量期間の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む検針期間または計量期間の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間または計量期間の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む検針期間または計量期間の始期の属する月の日数といたします。

(4) 上記(1)から(3)によりがたい場合については、一般送配電事業者の託送供給等約款の該当する規定を準用するものといたします。

4 完全市場連動

(1) 完全市場連動額の算定

イ 完全市場連動単価

完全市場連動単価は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）の30分ごとの各エリアのスポット市場価格（税抜）（以下「エリアプライス」といいます。）に基づき、次の算式によって算定されます。なお、参照するスポット市場価格は、JEPXが公開するスポット市場の約定価格（税抜）に消費税相当額を乗じたものといたします。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

$$\text{完全市場連動単価} = \frac{\text{エリアプライス} + \text{手数料}}{1 - \text{エリア損失率}}$$

ロ 手数料

JEPXが取引規程細則に基づき公表する翌日取引における売買手数料のうち、定額制でない単価に相当する値（税抜）に消費税相当額を乗じたものといたします。

ハ エリア損失率

各エリアの一般送配電事業者が定める託送供給等約款の損失率に基づき、高圧および特別高圧のそれぞれの損失率を適用いたします。

ニ 完全市場連動額

完全市場連動額は、30分ごとの使用電力量にイによって算定されたその時間帯の完全市場連動単価を適用して算定した値の、第21条（料金の算定期間）に定める期間における総和といたします。ただし、算定期間のうち、算定期間の初日から前月の末日までの期間または当月の1日から算定期間の末日までの期間の使用電力量が1kWh未満の場合、当該1kWh未満の期間においては、完全市場連動額は請求いたしません。

(2) 完全市場連動の適用

完全市場連動は、次のエリアに適用いたします。

東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリア

(3) エリアプライスのお知らせ

当社は、エリアプライスを当社のホームページ等を通じてお知らせいたします。

これによりがたい場合は、当社が適当と判断した方法によりあらためてお知らせいたします。

令和 8 年 6 月 1 日



東京都港区海岸一丁目7番1号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 佐藤 和之
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕